

平成29年度

定期監査結果報告書

平成30年3月

瀬戸内市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

平成30年3月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫  
同 馬 場 政 教



# 目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	1
第 5 監査の主な実施内容	1
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の結果	4
1 企画振興課	4
2 いきいき長寿課	6
3 市民病院、契約管財課（財政課、秘書広報課、企画振興課、市民課、税務課、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、建設課、上水道施設課、総務学務課）	8



## 第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

## 第 2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項）

## 第 3 監査の対象

議会事務局

総務部 総務課、契約管財課、財政課

危機管理部 危機管理課

総合政策部 秘書広報課、企画振興課

市民部 市民課、税務課、収納推進課、牛窓支所

保健福祉部 福祉課、子育て支援課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、トータルサポートセンター、今城保育園、邑久保育園

産業建設部 建設課、産業振興課、観光課

上下水道部 上水道業務課、上水道施設課、下水道課

病院事業部 市民病院

教育委員会 総務学務課、社会教育課、中央公民館、牛窓東小学校、牛窓西小学校、牛窓北小学校、牛窓中学校、牛窓東幼稚園、美和幼稚園、牛窓学校給食調理場、図書館

選挙管理委員会

農業委員会

## 第 4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

## 第 5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課		実施場所
平成29年11月 2日(木)	教育委員会	牛窓北小学校	牛窓北小学校
		牛窓西小学校	牛窓西小学校
		牛窓東小学校	牛窓東小学校
		牛窓東幼稚園	牛窓東幼稚園
		牛窓中学校	牛窓中学校
11月 8日(水)	総務部	財政課	本庁執行部控室
	総合政策部	秘書広報課	〃
		企画振興課	〃
	教育委員会	中央公民館	中央公民館
		図書館	図書館
議会事務局	議会事務局	本庁執行部控室	
11月22日(水)	保健福祉部	福祉課	ゆめトピア長船研修室
		子育て支援課	〃
		健康づくり推進課	〃
		いきいき長寿課	〃
		邑久保育園	邑久保育園
		今城保育園	今城保育園
12月 4日(月)	市民部	市民課	本庁3階会議室
		税務課	〃
		収納推進課	〃
12月13日(水)	産業建設部	建設課	本庁中会議室
		観光課	〃
		産業振興課	〃
	総務部	総務課	〃
		契約管財課	〃
	危機管理部	危機管理課	〃
	選挙管理委員会		〃
農業委員会		〃	

監 査 期 日	対 象 部 課		実 施 場 所
12月18日(月)	病院事業部	市 民 病 院	市 民 病 院
	保健福祉部	トータルサポートセンター	〃
	教育委員会	美 和 幼 稚 園	美 和 幼 稚 園
		総 務 学 務 課	牛 窓 支 所
		社 会 教 育 課	〃
		牛窓学校給食調理場	牛窓学校給食調理場
12月25日(月)	市 民 部	牛 窓 支 所	牛 窓 支 所
	上下水道部	上 水 道 業 務 課	上下水道庁舎会議室
		上 水 道 施 設 課	〃
		下 水 道 課	〃

## 第7 監査の結果

監査した結果は、次のとおりである。

### 1 企画振興課

#### (1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 瀬戸内市協働の空き家活用補助事業の補助金交付手続きについて

市は、空き家の流動化並びに移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、瀬戸内市IJUコンシェルジュがその業務地域内に存在する空き家の家財整理及び改修工事を支援することに対して、瀬戸内市協働の空き家活用補助事業として、1件当たり50万円を限度に、補助対象経費の2分の1の補助金を交付している。

当該補助事業の実施に当たり、市は瀬戸内市協働の空き家活用補助事業実施要綱（平成28年瀬戸内市告示第49号。以下「要綱」という。）を定め、その中で、補助金の交付に関しては、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年瀬戸内市規則第46号。以下「規則」という。）に従うこととしている。また、具体的手続きなどについては、「瀬戸内市協働の空き家活用補助事業の申請の手引き（以下「申請の手引き」という。）」を作成している。

規則第12条では、補助事業者は、交付決定に従い補助事業を行わなければならないとされており、事業の実施は交付決定の通知を受けた後に行わなければならないこととなっている。また、要綱第9条では、補助申請に、改修等事業計画書や見積書、対象住宅の現況写真等を添えることが定められており、これらに基づき市は補助の決定を行うこととなっている。さらに、申請の手引きでは、「手続きの流れ」（フロー図）において、決定通知が申請者になされ、申請者は、空き家の所有者又は居住者である実施主体にそのことを通知することとなっており、実施主体はその通知を受けて改修等に着手することが示されている。

平成28年度の当該補助事業について監査したところ、全5件、交付金額計180万8000円のうち、交付決定の前に改修等に着手しているものが、表1のとおり、3件、計105万7000円認められた。

表1 交付決定の前に改修等に着手したもの（平成28年度）

実施 主体	補助金額	補助申請日	交付決定通知日	改修等（工事）の期間
A	483,000円	平成29年3月22日	29年3月22日	28年10月1日～29年3月25日
B	75,000円	29年3月24日	29年3月27日	29年3月18日～29年3月22日
C	499,000円	29年3月23日	29年3月31日	29年3月14日～29年3月22日

したがって、これら3件は、規則、要綱等に違反しているものと認められる。

## 2 いきいき長寿課

### (1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項では是正する必要があると認められるもの

(ア) 地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助事業において、水槽の設計等が適切でなかったもの

この補助事業は、平成28年度に、市がまごのて村株式会社（以下「まごのて村」という。）に372万8000円の補助金を交付し、まごのて村が小規模多機能ホームにスプリンクラー設備を整備するために消火水槽付消火ポンプ、配管、スプリンクラーヘッド等を取り付けるなどしたものである。なお、市が交付した補助金の財源は、その全額が厚生労働省からの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金となっている。

まごのて村は、スプリンクラー設備を整備するに当たり、小規模多機能ホーム敷地内にある駐車場の横に、容量3トンの消火水槽が付いた消火ポンプを設置するなどの設計としていたが、当該消火ポンプの設置について、地震時の震動に対する耐震計算を実施していなかった。

そして、実際には、メーカーの製品カタログで、「椅子・観覧席取付け、手摺・タラップ取付け、自動販売機据付け」に最適としている、金属拡張型あと施工アンカーボルト（サイズ＝M12）で当該消火ポンプをコンクリート基礎に据え付けていた。

また、上記の製品カタログによると、アンカーボルトは、ドリルでコンクリート基礎の「対象面に直角に削孔」してから取り付けることを求めているにもかかわらず、実際の施工はコンクリート基礎に対して斜めにアンカーボルトを取り付けるなど、粗雑な施工となっていた。

そこで、公共事業で耐震計算を実施する際に利用されることが多い「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版。国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修）を用いて、消火ポンプのアンカーボルトに作用する引抜力<sup>(注)</sup>を計算したところ、地震時に当該アンカーボルトに作用する引抜力は20.87kN／本となり、許容引抜力<sup>(注)</sup>6.7kN／本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件補助事業で整備したスプリンクラーは、消火ポンプのアンカ

一ボルトの設計等が適切でなかったため、地震時においてスプリンクラーに消火用水を供給する機能の維持が確保されておらず、適正を欠いていて是正する必要があると認められる。

このような事態が生じていたのは、まごのて村において消火ポンプの設計等に当たり耐震計算等の重要性に対する理解が十分でなかったこと、市において補助事業が完了したときの検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引抜き力・許容引抜き力 「引抜き力」とは、機器等に地震力が作用する場合には、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。この引抜き力が設計上許される上限を「許容引抜き力」という。

### 3 市民病院、契約管財課（財政課、秘書広報課、企画振興課、市民課、税務課、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、建設課、上水道施設課、総務学務課）

#### (1) 意見（要望事項）

ア 法令等には違反しないが事務処理上改善する必要があると認められるもの及び経済性等の観点から検討する必要があると認められるもの

##### (ア) プロポーザル方式による契約について

市の契約事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び瀬戸内市契約規則（平成16年瀬戸内市規則第50号）等に基づいて行われており、契約は原則として一般競争入札により行うこととされている。また、例外的に随意契約による契約を行う場合には、上記の法令等に従うほか、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性を確保するために、市が策定した「瀬戸内市随意契約に関するガイドライン」に従うこととなっている。

近年、高度に専門的な技術や経験、創造性等を要する業務について、価格のみによる競争では所期の目的を達成することが難しい場合には、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し、最も優れたものを契約候補者とする、随意契約の一種であるプロポーザル方式による業者選定を行い、契約をすることが多く見られるようになってきている。この方式による場合は、市が定めた「瀬戸内市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき契約事務が進められることとなっている。

そこで、監査の対象部署が平成28、29年度（29年度は10月まで）に締結したプロポーザル方式による契約27件の状況を監査したところ、次のような状況となっていた。

#### ① 審査委員の構成メンバーについて（法令等には違反しないが事務処理上改善する必要があると認められるもの）

ガイドラインでは、「プロポーザルを実施するに当たっては、その決定過程等に公平性、透明性及び客観性が求められることから、所管課はプロポーザル審査委員会を設置しなければならない」、「プロポーザル審査委員会の組織において、委員は、所管部長、所管課長及び所管課職員が、構成数の過半数とならないよう留意するものとする」などのことが定められている。

しかし、所管に係る職員がプロポーザル審査委員会の構成数の過半数となっているものが、表2のとおり、27件中5件あり、全て市民病院が実施したものと

なっていた。

表2 プロポーザル審査委員会の構成状況

年度	所管	業務名	委員数	うち所管関係職員数
平成28	市民病院	売店等運營業務	6人	6人
28	市民病院	院内テレビ、床頭台及びランドリー機器レンタル業務	7人	6人
28	市民病院	給食業務	6人	5人
28	市民病院	移転計画策定及び移転業務	6人	5人
28	市民病院	什器・備品整備業務	5人	4人

市民病院では、公営企業であり、契約事務は管理者が行うこととなっているが、ガイドラインのような規定がないため、市が策定したガイドラインを準用して業者選定を行うことにしていた。そして、審査委員の構成については、市に相談した上で、各業務の性質から、その専門性、企画力、技術力等の総合的見地から判断できるよう、事務局職員、医師、看護師、管理栄養士等の幅広い職種から選定したとしているが、結果的には所管に関係する職員が過半数を上回るようになっていた。

しかし、市は、随意契約の一種であるプロポーザル方式による業者選定を実施するに当たって、公平性、透明性及び客観性を担保するために、ガイドラインで、プロポーザル審査委員会の構成数について規定しており、このことは、公営企業である市民病院においても同様に留意されるべきであると考えられる。

したがって、審査委員の構成については所管関係職員が過半数とならないように配慮して、その選定過程に公平性、透明性及び客観性に留意することが重要であり、事務処理上改善する必要があると認められる。

- ② 価格評価の状況について（経済性等の観点から検討する必要があると認められるもの）

ガイドラインの審査基準の項目には、プロポーザルに参加した事業者が提示した参考見積価格等に関する項目が掲げられており、「価格評価については、適切な配分点となるよう留意するとともに、明確な算式を設定する」とこととされている。

そこで、監査の対象とした27件のプロポーザル方式による契約における審査について、価格評価における点数の配分の状況についてみたところ、表3のとおり、価格評価の配分点がないものや、100点中5点、10点などのように配分点が少ないものが過半数となっていた。

表3 価格評価の配分点の分布

	配分点なし	5点	10点	15点	16点以上	合計
件数	1件	7件	11件	1件	7件	27件
割合	4%	26%	41%	4%	25%	100%

配分点が少ないものについて、事例を示すと、次のとおりであった。

<事例>いきいき長寿課における「瀬戸内市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る調査業務」について

いきいき長寿課は、28年度に実施した「瀬戸内市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る調査業務」に係るプロポーザルにおいて、価格評価の配分点を100点中10点としていた。

その価格評価の算式は、 $(1 - \text{参考見積価格} \div \text{予定価格}) \times 100$ となっていて、この算式から得られる値を次の5段階に分けて評価し、価格評価の点数（以下「価格点」という。）とする方式としていた。

値	0～10	11～20	21～30	31～40	41～
価格点	2点	4点	6点	8点	10点

そして、本件業務の予定価格は2,123,000円である一方、参考見積価格は、A社が2,122,200円、B社が1,836,000円を提示したことから、両社の価格点は、次のとおりとなっていた。

$$\text{A社の価格点} = (1 - (2,122,200 \div 2,123,000)) \times 100 = 0.037 \rightarrow \underline{2\text{点}}$$

$$\text{B社の価格点} = (1 - (1,836,000 \div 2,123,000)) \times 100 = 13.52 \rightarrow \underline{4\text{点}}$$

以上のとおり、A社とB社の参考見積価格の差は286,200円であったが、価格点の差は2点という結果となっていた。そして企画や技術提案等に関する評価点（以下「技術点」という。）（95点）は、A社74.1点、B社71.8点の2.3点の差で、結果的には、参考見積価格が高いA社と契約していた。

<事例>健康づくり推進課における「瀬戸内市総合保健計画調査業務」について

健康づくり推進課は、28年度に実施した「瀬戸内市総合保健計画調査業務」に係るプロポーザルにおいて、価格評価の配分点を100点中5点としていた。

その価格評価の算式は、 $\{1 - (\text{参考見積価格} - \text{最低参考見積価格}) / \text{予算額}\} \times \text{価格の配分点}$ となっていて、この算式により計算される値をそのまま価格点とする方式としていた。

そして、本件業務の予算額は、4,357,000円である一方、参考見積価格は、A社が3,942,000円、B社が3,639,600円を提示したことから、両者の価格点は、次のとおりとなっていた。

$$\begin{aligned} \text{A社の価格点} &= \{1 - (3,942,000\text{円} - 3,639,600\text{円}) / 4,357,000\text{円}\} \times 5\text{点} \\ &= \underline{4.7\text{点}(4.65297\text{点})} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B社の価格点} &= \{1 - (3,639,600\text{円} - 3,639,600\text{円}) / 4,357,000\text{円}\} \times 5\text{点} \\ &= \underline{5\text{点}} \end{aligned}$$

以上のとおり、A社とB社の参考見積価格の差は302,400円であったが、価格点の差は0.3点という結果となっていた。そして、技術点（95点）は、A社77点、B社72.6点の4.4点の差で、結果的には参考見積価格が高いA社と契約していた。

また、算式の設定状況をみたところ、明確な算式を設定していないものが、1件見受けられた。

さらに、明確な算式を設定している25件について、算式そのものをみたところ、業務によって様々であり、おおむね表4のような算式が使われていた。

表4 主な算式の例

算式①	(1-参考見積価格/予定価格) × 100の式から得られる値を段階的に分けて採点					
	値	0～10	11～20	21～30	31～40	41～
	価格点	1点	2点	3点	4点	5点
算式②	(1-参考見積価格/予定価格) × 価格の配分点					
算式③	(最低参考見積価格/参考見積価格) × 価格の配分点					
算式④	{1- (参考見積価格-最低参考見積価格) / 予算額} × 価格の配分点					

これらの算式について大別すると、算式①のように、参考見積価格が予定価格と比べていくら安いかを段階的に分けて価格点に反映させる方法と、算式②、③、④のように参考見積価格、予算額、予定価格を用いて直接的に価格点を算出する方法の二つの方法となっていた。

そこで、算式の違いにより、価格点にどのような影響が生じるのかについて試算したところ、次のような結果となった。

【試算1】

＜前提条件＞ 予算額（又は予定価格）500万円				
参考見積価格 A社 500万円、B社 300万円				
価格点の配分 5点/100点				
	算式①	算式②	算式③	算式④
A社の価格点	1.0点	0.0点	3.0点	3.0点
B社の価格点	4.0点	2.0点	5.0点	5.0点
価格点の差	3.0点	2.0点	2.0点	2.0点

以上の試算1では、いずれの算式を適用した場合でも、参考見積価格に200万円の差があるにも関わらず、価格点は100点満点中2点、3点のような差しか生じず、評価に差が出にくい状況となっていた。

そこで、配分点を30点に引き上げて更に試算してみたところ、次のような結果となった。

【試算2】

<前提条件> 予算額（又は予定価格）500万円

参考見積価格 A社 500万円、B社 300万円

価格点の配分 30点/100点

	算式①	算式②	算式③	算式④
A社の価格点	6.0点	0.0点	18.0点	18.0点
B社の価格点	24.0点	12.0点	30.0点	30.0点
価格点の差	18.0点	12.0点	12.0点	12.0点

(注)算式①の段階表

値	0～10	11～20	21～30	31～40	41～
価格点	6点	12点	18点	24点	30点

以上の試算2では、算式①では18点差、算式②、③、④では12点差と評価に差が生じ、算式によっては評価の差が生じやすい状況となっていた。

このように、配分点の多寡により、参考見積価格やその他の条件が同じであっても、算出される価格点に違いがあり、評価に差が出やすい算式、出にくい算式と区々になっていた。

以上のように、市が実施したプロポーザル方式による契約の価格評価については、配分点が少なかったり、算式が区々になっていたりして、価格の競争性が働きにくい状態のものが見受けられた。また、配分点がなかったり、明確な算式を設定していなかったりしているものがあり、価格評価をするに当たり、客観性が十分に担保されているとはいえない状況になっているものも見受けられた。

これらは、市のガイドラインで「価格評価については、適切な配分点となるよう留意するとともに、明確な算式を設定する」と規定していることからすると適切ではないと考えられる。

このような事態が生じているのは、プロポーザル方式による契約を実施する各担当課においてガイドラインの理解が十分でないこと、ガイドラインにおいて価格評価に関する配分点や算式の採用方法について具体的な事項が示されていないことなどによると認められる。

したがって、経済性、客観性等の観点から、市は、プロポーザル方式による契約における価格評価について、具体的な点数の配分、算式の採用方法、運用等をガイドラインに記載するとともに、担当課への周知を徹底することなどにより、プロポーザル方式による契約の適切な運用が図られるよう検討する必要があると認められる。

